

なんてん ふくじゅそう



はぐるま

明けまして
おめでたいございます

平成25年の見出しも
南天・福寿草でした。
―難を転じて春を待つ―
この年は、宮前農園の開所
第2ホーム新居移転など
新しい取り組みが始まっ
た年で、様々な困難があり
ましたが、利用者さんたちは
(以下仲間と表記)新天地で
新たな活動に挑んでいま
しました。今年度は
福祉制度の改革に対応
しながらも、「はぐるま」
らしさを追求していかな
ければならない、改革
と継承が求められる年
となるでしょう。



平成29年は、明るく大胆に！
理事長 紅谷 卓男

あつという間のお正月でした。
連日の快晴で、ふとこれでもいいのだろうかと
思いました。人生山あり谷ありなのに、でも
も平穏は素敵なことです。当職に就任して八
か月が過ぎました。年末年始もなく仲間たち
のサポートに当たった職員の皆さん、ご苦労
様でした。
また、はぐるま農園のサポートをして頂い
た地域のボランティアさん、ご父兄の皆さん
のおかげで、順調な収穫ができ、とても助か
りました。皆様の温かい思いやりのおかげで
す。ありがとうございます。
国際障害者年の2年後にはぐるまの会は
発足し、今年で34年目を迎えます。創業時の
先輩の高い理想と実践により、しっかりとし
た土台が築かれました
しかしここ数年は、その遺産を大切にしな

がらも、漂っている感じがします。
新しい息吹・活力が見えてこない感じがして
いました。仲間も職員も年々年を取ります。
代謝だけになっては発展がありません。新陳
がなくてはならないのです。

「地域へ」の挑戦も、仲間・職員揃い踏み
で臨んでいるでしょうか。資格取得に向けた
取り組みや、施設充実に向けた取り組みはど
うでしょうか。
全てにおいてチャレンジが必要です。

昨年より組織活性化の取り組みを進めて
きました。新社会福祉法に対応した、実践的
な組織を目指しています。具体的には
「企画室」「管理本部」「事業本部」の体制を
スタートさせます。各々の組織が、自立し、
協力し合い、総力を挙げて。明るく大胆に課
題への挑戦をしていきましょう！

関係者の皆さん・地域で支援してくださる
皆様のご健康とご多幸を祈念いたします。

No.97
2017年1月20日
社会福祉法人
はぐるまの会
広報委員会
川崎市多摩区
菅馬場 1-18-17
TEL 044-946-1308

利用料の自己負担から考える

介護保険制度と障害者福祉制度

超高齢化社会・高齢の前に「超」が付くほどになった国の財政はいかに！少子化も伴い財政が厳しいことは容易に想像されます。そのような中いかにして効率よく限られた財政でこれからの福祉を進めるかという事で、「地域共生社会」が今後の福祉の方向性として示されました。（障害者・高齢者・子供等の支援事業を統合する）財政難だから、国民にも負担してもらいましょうということから、どのようにして負担をするかと制度が次々と考えられてきました。人として大事にされているか、人に優しい制度であるか（特に弱い者）が問われます。

ここ数年の福祉制度の改正はその問いに答えているでしょうか。変化が起こるときには、振り返り現実をしっかりと見つけることが必要です。

2003年、障害福祉分野はそれまで行政がサービス内容を決めて、事業者を特定していた「措置制度」から、「支援費制度」へと移行しました。障害者の自己決定を尊重し、事業者と利用者が対等な立場で契約関係を結ぶこととなったのです。

その三年後に「障害者自立支援法」が制

定・施行されます。それまで別々の制度体系で行われていた3障害（身体・知的・精神）の施策を一元化することで、より実際のニーズへの柔軟な対応ができるような仕組みが作られました。

一方で、支援費制度の導入によりサービス利用者が増加し、地方自治体の費用負担が急増することとなり、適切な対応が難しくなる状況も現れていました。このような懸念が背景にある中、「障害者自立支援法」では利用者の自己負担をサービス利用に応じた定率負担（1割）としました（応益負担）。所得により0円〜37200円の月額上限が設定されていました。低所得者であり、サービス利用が多くなる方への負担が過剰となるなどとして批判を集め、裁判にまで発展します。

2010年の法改正により、利用者負担は負担能力に応じたものとする応能負担（最大負担費用はサービス利用の1割を超えない）へと戻ることとなり、

2013年の「障害者総合支援法」でも応能負担制度が継続されています。

このような変遷の中で、対比されるのが2000年よりスタートした介護保険制度です。主に保険料により運用される保険制度と、公費（税金）が財源となる福祉サービ

ス制度には根本的な違いがありますが、様々な点で類似性や後追いが感じられます。

介護保険における自己負担額は障害者自立支援法と同じく、原則1割負担を採用していました。支援費制度の採用、要介護認定と支援区分認定の類似、などと合わせて、将来的に介護保険制度と障害者福祉制度を統合する思惑があるのではないかとされています。

2015年より介護保険では、一定の所得を有する被保険者は自己負担が2割となりました。そして昨年末に行われた社会保険審議会介護保険部会がまとめた介護保険制度の見直し案では、所得によっては3割負担とし、応益負担の上限額引き上げも検討されています。これらの案の根拠としては「継続的なシステム維持」が挙げられています。介護保険制度がシステム維持に向かう中、その動向は常に障害者福祉政策に影響を与えるのではないかと思います。

福祉の方向性「地域共生社会」では、障害者事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくなることも提案されています。障害分野での様々な課題をうやむやにせず、しっかりと見据えた上で制度改正を行っていくことが大切だと感じます。

（新井多佳夫）

お正月気分を満喫!

皆さん、お正月はいかがでしたか!

紅白を観ながら年越しそばをすすり、日頃から慣れ親しんでいる氏神様への初詣の後には、豪華なおせち料理!

はぐるまでは、今では時代の変化により失われつつある、このようなお正月を過ごしてもらえよう、365日ホームを利用する仲間たちの旅行を大切にしてみました。

今年も「楽しかったよ!」「来年はどこに行こうかな?」と溢れる笑顔で仲間たちから聞いておりますので、同行職員からの秩父旅行報告も併せてご覧ください。



仲間たちのたくましさ再認識!

大晦日、元旦にかけ、年末年始をホームで過ごす仲間たちで埼玉県の秩父方面に行つて参りました。

ホームの仲間達は毎年旅行を楽しみにしています。「今年はどこに行きますか?」「旅行会議はいつ始まるの?」「温泉に行きたい!」といった仲間たちの声が11月に入ったころには聞こえてきます。

仲間たちの希望に沿いながら、日頃の活動の中で培った力を生かせるような旅行の計画を職員と仲間たちによる合同会議により計画してきました。

旅先でも、仲間同士で声を掛け合いながら離ればなれにならないよう移動する、列に並ぶ、旅館退出時は布団をたたむ、部屋をきれいにするといったことを仲間たちはきちんと行っていました。声を掛け合い迷子を出さないよう移動したり、使った部屋を掃除している姿はとても頼もしく見えました。

ご当地電車に乗り、豪華な食事を食べ、ゆったりと温泉に浸かったあとに、部屋でゆっくりと年越しをすごしたり、秩父神社や宝登山神社にてお参りしたりと仲間達は充実した旅行になりました。

(巻山 季幸)

初めての年末年始旅行!

当日は、天候に恵まれて絶好の旅行日和となりました。日頃から公共交通機関を使い慣れている仲間たちだけあって、大きなトラブルもなく電車を乗り継ぎ2時間程かけてのんびりと目的地に向かうことができました。

秩父市は、四季折々の自然を感じることができ「のどか」という言葉がまさにピッタリな街並みです。

旅行初日の「秩父神社」の散策では、屋台やお雛子など、既に年始の雰囲気を感じられる賑やかな神社に、仲間達も喜んでいました。皆でお揃いのお守り購入したことは、忘れられない旅の記念になったことでしょう。

旅館は家庭的かつ趣のある民宿。初めての宿で最初は緊張している様子でしたが、仲間達の明るく礼儀正しい姿勢に宿の方も温かく迎えてくれました。その様子を見て職員としても大変嬉しく思いました。

翌日は、長瀬にある宝登山(ほとさん)神社に初詣に行きました。長い行列にもきちんと並び、全員で今年一年の抱負や幸せを祈願することができました。

仲間が楽しみにしていたお土産購入では、ご家族やホーム、作業所仲間などの顔を思い浮かべながら「どれを買っていいのかな?」と頭を悩

ませている姿がとても印象的でした。

今回このような旅行に初めて参加し、普段見ることのできない仲間の様子は勿論、これまでの培われてきた集団行動の力が発揮される姿を見ることができ大変良かったと思います。

1泊2日という短い日程ではありませんでしたが、思いうに残るとても充実した時間が過ごせました。
(村木 美咲)

川崎市重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業の活用を！

長々とした事業名にどのような支援が受けられるの？と疑問を持ってしまいますが、川崎市では、平成28年4月より障害がある方を対象に、入院時のコミュニケーションを支援する制度がはじまっています。

「精神科病院及び一般病院の精神科病棟を除く」との部分などに関しては、まだまだ改善が必要な段階ではありますが、入院時に不慣れな環境下に置かれた仲間たちが円滑に医療を受けられるよう病院スタッフとの意思疎通（コミュニケーション）を担当する支援員として、公にはぐるまの職員を病院へ派遣をすることができますので、仲間とご家族にとっても心強いかと思われれます。

この制度を利用できる方は、川崎市内在住で、

「①障害のある方」「②意思疎通を円滑に図ることが難しい方」「③入院前から障害福祉サービス等を利用している方」「④入院先の病院の承認を得られる方」のすべてにあてはまる方が対象となります。

原則、利用料金の負担は発生しませんが、1回の入院につき150時間の上限があります。

また、この制度を利用するにあたり、入院前に事前の登録申請が必要となりますので、まずは各施設責任者等へご相談ください。

ご寄付をいただきました

「赤い羽根共同募金会」

第2はぐるま共働学習ホーム



夕日に輝く洗濯物干場
(テラス屋根)を設置しました！

雨にも負けず！風にも負けず！

以前は、風が吹けば物干し竿ごと洗濯物が飛び、雨が降れば近所さんが取り込んで下さることもありました。天候の急変で雨が降って来た時は、急いでホームに取り込みに入ったものです。

毎日、天気予報を見ながら外に干そうか、部屋干しにしようかと悩みの種のひとつでしたが、テラス屋根を作った事により、お天気を気にせず洗濯物を干す事が出来ています。ありがとうございました。

第3はぐるま共働学習ホーム

ピカピカの壁紙になりました！



長い歴史の中で汚れてしまった第3ホーム全室の壁紙を真っ白ピカピカに張り替え工事を実施しました。どの部屋の中も、とても明るく、暮らしやすくなり、仲間たちも大喜びです。

これから、大切に使用させていただきます。ありがとうございました。